

# 箕輪町プレミアム付き応援券販売事業取扱事業者募集要項

## 1. 目的

住民の暮らし応援と事業者支援を目的に、地域での消費拡大を喚起する「箕輪町プレミアム付き応援券」(以下「応援券」という。)及び「プレミアム付きみのちゃんポイント」(以下「プレミアム付ポイント」という)を扱う事業者(以下「登録店」という。)を下記のとおり募集する。

## 2. 対象事業者

箕輪町において事業所を構えるすべての事業者。プレミアム付ポイント取扱店についてはみのちゃんカード事業協同組合が発行する「みのちゃんポイント」が取り扱える事業所。ただし、下記の事業者は対象外とする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2)法令または公序良俗に反するもの
- (3)「11.商品券の利用対象とならないもの」に記載する取引・商品のみを取り扱う事業者

## 3. 申請方法

応援券取扱事業者として登録を希望される方は、別紙登録申請書を記入し、箕輪町商工会へ提出する。

## 4. 申込期限

令和5年6月20日(火)～7月4日(火)

申込は本事業終了まで受け付けるが、上記期限までに申し込みが無い場合は、販売当初に発行する取扱事業者一覧に掲載されない。(応援券ホームページには随時掲載される。)

## 5. 応援券の概要・販売方法等

- (1)名称:「箕輪町プレミアム付き応援券」および「プレミアム付きみのちゃんポイント」
- (2)発行者:箕輪町
- (3)販売・換金・事務受託事業者:箕輪町商工会
- (4)応援券の内容:応援券(紙券)1枚当りの額面は1,000円(12枚で1セット) プレミアム付ポイント12,000ポイント
- (5)販売価格:1セット10,000円(12,000円分) ※プレミアム率20%  
※紙券12,000円分の内訳 全事業者共通券1,000×8枚、小規模事業者専用券1,000×4枚  
※大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上)は、全事業者共通券のみ利用可能  
※プレミアム付ポイント1口10,000円(12,000円相当)みのちゃんカード取扱店のみ利用可能
- (6)販売数:応援券14,000セット、プレミアム付ポイント4,000口
- (7)使用期間:令和5年8月29日(火)～令和6年1月31日(水)
- (8)購入対象者:令和5年7月25日時点で箕輪町に住所登録がある方
- (9)購入限度:1人あたり応援券上限2セット、プレミアム付ポイント上限2口
- (10)販売方法:①ハガキもしくはインターネットで、購入希望セット数の購入申込みを受付  
③購入可能者へ購入券を送付(購入可能期間を案内)  
④受託事業者である箕輪町商工会が購入券持参者へ販売
- (11)購入申込期間:令和5年7月25日(火)～8月8日(火)

## 6. 審査・登録

箕輪町は、取扱事業者登録申請のあった事業者について審査を行い、審査の結果、登録となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。

## 6. 登録店の業務

登録店は応援券(紙券)または、プレミアム付ポイントの付与されたみのちゃんカードを持参した方に対し、令和5年8月29日(火)～令和6年1月31日(水)の期間に限り、物品の販売、役務の提供等を行う。応援券(紙券)を受領した場合は、使用済みであることを明示するために、券裏面の取扱事業者欄に店名を記入するか押印する。

## 7.換金

取引により応援券(紙券)を取得した登録店は、毎週月・水・金曜日の午前9時から午後4時までの間に箕輪町商工会の換金受付窓口当該応援券と取扱事業者証を持参し、換金を申し出る。火・木曜日にも換金受付を行うが、換金枚数100枚以下のもののみ受け付ける。

応援券(紙券)の換金は毎月の締め日を10日・20日・30日とし、10日締め分は20日に、20日締め分は30日に、30日締め分は翌月10日に箕輪町商工会から事前登録口座に振込する。振込日が休日等の場合は、前日の平日に振込む。年末年始の12月29日(金)～1月3日(水)の間は換金受付を行わない。最終締め日は令和6年2月20日(火)とする。

プレミアム付ポイントについては、毎月の締め日を15日・末日とし、15日締めについては25日、未締めについては翌月10日清算する。

## 8. 手数料

登録手数料及び換金手数料は無料とする。

## 9.取扱店の責務等

登録店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)応援券(紙券)及びプレミアム付ポイント使用可能期間中は、箕輪町が交付するポスターを掲示し、応援券利用可能事業者またはプレミアム付ポイント取扱店であることを表示する。
- (2)通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等の不正応援券の受取りは、取扱事業者の責任となるので十分注意する。不正と疑われる事案が発生した場合は、すみやかに箕輪町商工会に連絡する。
- (3)応援券(紙券)額面に利用が満たない場合、釣銭は出さない。
- (4)登録店は、応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (5)登録店は、換金目的での応援券及びプレミアム付ポイントの購入をしてはならない。
- (6)万が一、事業内容の変更や閉店などの予定が出た場合は、速やかに箕輪町商工会に報告する。
- (7)その他、箕輪町及び箕輪町商工会からの指示を厳守する。

## 10.商品券の利用対象とならないもの

- (1)国や地方公共団体等への支払い(税金・公共料金)
- (2)換金性の高いものの購入(有価証券・商品券・ビール券・図書カード・切手・印紙・プリペイドカード等)や電子マネーへのチャージ
- (3)たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (4)土地、家屋の購入、家賃・地代・駐車場料金等の不動産に関わる支払い、金融商品(株券・先物保険・宝くじ等)の購入
- (5)仕入等の事業資金
- (6)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7)その他、事業の主旨にそぐわないもの及び箕輪町が不適切と認めるもの

以 上